

**市民局指定管理者選定評価委員会（市民・文化部会）における採点結果  
【千葉市民活動支援センター】**

指定の基準	審査項目	配点	得点
1 市民の平等な利用を確保するものであること。	(1) 管理運営の基本的な考え方	5	4.25
	指定の基準1 小計	5	4.25
2 施設の管理を安定して行う能力を有すること。	(1) 同種の施設の管理実績	10	8.00
	(2) 団体の経営及び財務状況	5	2.25
	(3) 管理運営の執行体制	10	8.50
	(4) 必要な専門職員の配置	10	7.50
	(5) 業務移行体制の整備	5	3.75
	(6) 従業員の管理能力向上策	5	3.75
	(7) 施設の保守管理の考え方	5	4.00
	(8) 設備及び備品の管理、清掃、警備等	5	3.75
指定の基準2 小計	55	41.50	
3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。	(1) 関係法令等の遵守	5	3.75
	(2) リスク管理及び緊急時の対応	5	3.75
指定の基準3 小計	10	7.50	
4 施設の効用を最大限発揮するものであること。	(1) 開館時間、休館日の考え方	5	4.50
	(2) 施設利用者への支援計画	20	16.00
	(3) 施設の利用促進の方策	20	16.00
	(4) 利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方	5	4.25
	(5) 施設の事業の効果的な実施	25	21.25
	(6) 成果指標の数値目標達成の考え方	5	4.00
	(7) 自主事業の効果的な実施	10	7.00
指定の基準4 小計	90	73.00	
5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること。	(1) 収入支出見積りの妥当性	5	3.50
	(2) 管理経費（指定管理料）	20	12.00
指定の基準5 小計	25	15.50	
6 その他市長が定める基準。	(1) 市内産業の振興	3	3.00
	(2) 市内業者の育成	3	1.75
	(3) 市内雇用への配慮	3	3.00
	(4) 障害者雇用の確保	3	1.00
	(5) 施設職員の雇用の安定化への配慮	3	1.75
指定の基準6 小計	15	10.50	
<b>合 計※</b>		200	152.25

※ 審査項目ごとに平均を算出した後、これを合計して最終的な得点としており、合計の平均とは数値が一致しない場合がある。